

# 福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和8年1月27日

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

## 資料

事業概要	1
実施方法	2
関係条例の整備	3～5
スケジュール	5
参考資料	6～8

子育て支援課

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

### 1 事業概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月成立）で、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する目的で創設され、令和8年4月から全国の自治体で実施する事業です。

#### （1）利用対象者

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件 あり			□保育所、認定こども園など ※小学校就学まで				□小学校
就労要件 なし	■乳児等通園支援事業 ①0歳6か月以上満3歳未満 ②子どものための教育・保育給付を受けていない者（未就園児） ③月一定時間（月10時間）までの利用可能枠・時間単位の柔軟な利用			□幼稚園 ※満3歳から小学校 就学前まで			※満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから

#### （2）「乳児等通園支援事業」と「一時預かり（一時保育）」との違い

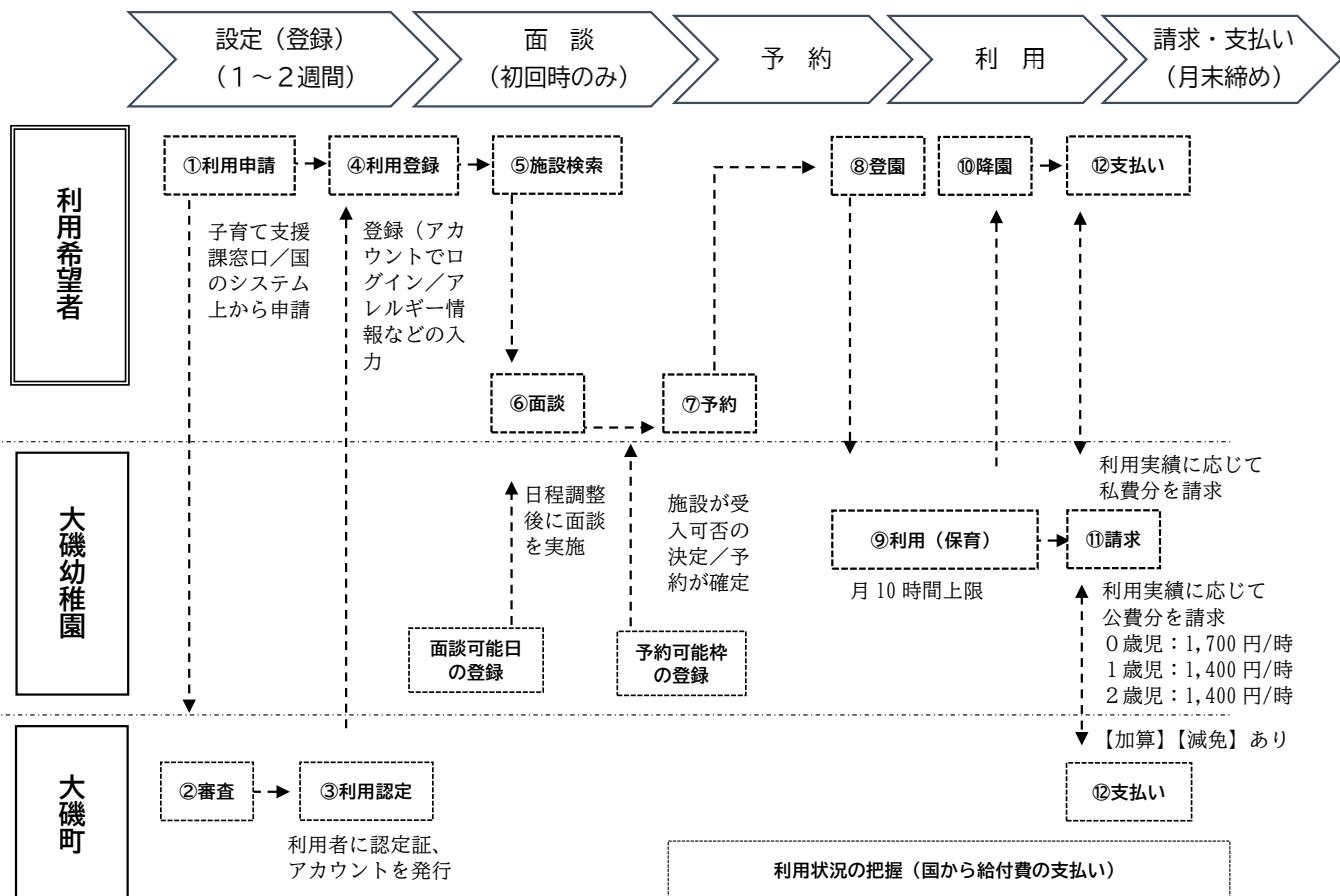
	乳児等通園支援事業	一時預かり（一時保育）
主な目的	・子どもの育ちを応援し、良質な育成・体験機会を提供する	・保護者の育児不安の解消と負担の軽減を図る
主な対象	0歳6か月～満3歳未満の未就園児	就学前までの子ども
事業実施	全ての自治体で実施	自治体が地域の実情に応じて実施（大磯町内実施施設） ・サンキッズ大磯・サンキッズ国府
利用時間	原則月10時間上限	実施施設によって異なる
利用料金	標準300円程度/時間	実施施設によって異なる

## 2 実施方法（令和8年度）

項目	対応
実施場所	大磯町立大磯幼稚園（1階保育室）
対象年齢	0歳6か月～満3歳未満
月の児童1人あたりの時間枠	月10時間
利用定員／日	計12人（0歳：3人、1歳：5人、2歳：4人）
実施日	月曜日～金曜日の平日
実施時間	午前10時～午後4時
食事・おやつの提供	提供無し
利用料（保育料）	300円／1時間（免除・減免規定あり）

※利用定員・実施時間は、利用状況により柔軟に対応します。

## 【利用の流れ】



### 3 関係条例の整備

#### (1) 新規条例の制定（事業の認可及び確認基準）

- Ⓐ 大磯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 【認可基準】
- Ⓑ 大磯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 【確認基準】

条例名	Ⓐ大磯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	Ⓑ大磯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
関係法律	児童福祉法	子ども・子育て支援法
国基準	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（施設の認可基準）	特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（給付費の支払い基準）
条例の目的	実施施設の認可にあたり、衛生管理、設備及び職員配置等について定めるもの	<u>乳児等通園支援給付費の給付対象施設の確認や利用者の給付認定に関する運営の基準等</u> について定めるもの
主な規定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・一般原則【第6条】</u> (人格尊重、事業内容の評価・改善)</li> <li><u>・安全計画の策定等【第8条】</u> (設備の点検、安全研修・訓練)</li> <li><u>・衛生管理等【第15条】</u> (設備の衛生管理、感染症の予防)</li> <li><u>・食事【第16条】</u> (食事の提供に必要な設備)</li> <li><u>・事業の区分【第21条】</u> (一般型と余裕活用型の定義)</li> <li><u>・設備の基準【第22条、第27条】</u> (事業に必要な設備・面積基準) ⇒ 4ページ ※1 「設備の基準」</li> <li><u>・職員の配置基準【第23条、第27条】</u> (保育士・研修修了者の配置) ⇒ 4ページ ※2 「職員の配置基準」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・利用定員【第4条】</u> (1時間・1月当たりの利用定員)</li> <li><u>・面談【第5条】</u> (子ども・保護者の心身の状況の把握)</li> <li><u>・提供拒否の禁止【第6条】</u> (正当な理由のない提供拒否の禁止)</li> <li><u>・特定教育・保育施設等との連携【第11条】</u> (保育の円滑な接続のための情報提供)</li> <li><u>・支払【第13条】</u> (事業者による利用料等の徴収)</li> <li><u>・相談及び援助【第17条】</u> (相談への対応・助言)</li> <li><u>・勤務体制の確保等【第21条】</u> (勤務体制の規定、研修の実施)</li> <li><u>・虐待等の禁止【第25条】</u></li> <li><u>・事故発生の防止及び発生時の対応【第31条】</u></li> </ul>
施行日	公布の日	令和8年4月1日

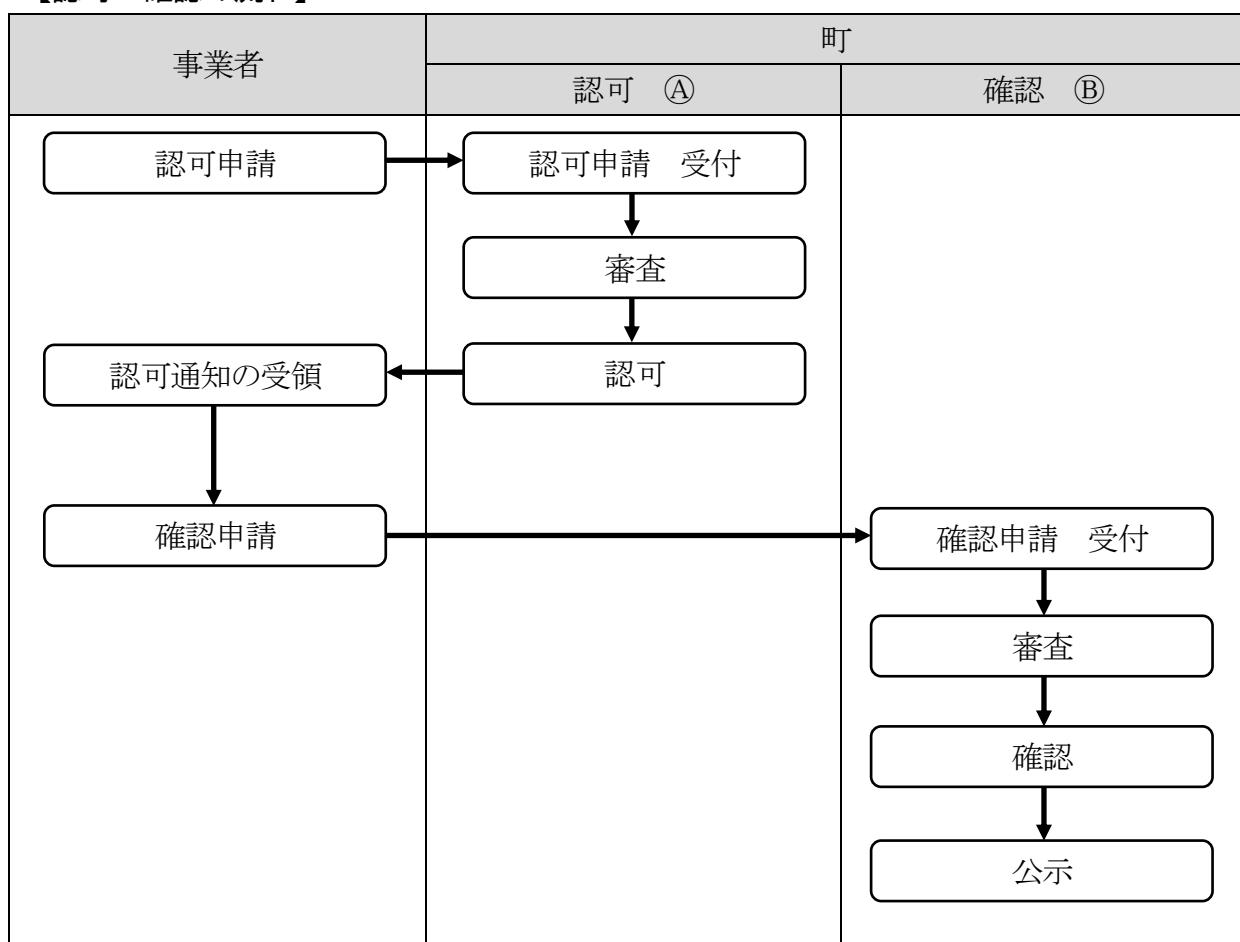
※1 設備の基準

年 齢	必要な設備	基 準
0・1歳児	乳児室	面積 1.65m <sup>2</sup> ／人
	ほふく室	面積 3.3m <sup>2</sup> ／人
2歳児	保育室	面積 1.98m <sup>2</sup> ／人
	遊戯室	
共 通	便 所	設置

※2 職員の配置基準

項 目	基 準
資 格	保育士
職員配置基準	0歳児 子ども3人：職員1人 1・2歳児 子ども6人：職員1人

【認可・確認の流れ】



## (2) 条例の一部改正 (利用料の徴収)

◎ 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

(平成27年大磯町条例第17号)

### ア 改正内容

- ・徴収 (第7条の2)
  - ・督促及び延滞金 (第8条)
  - ・納期 (第11条)
- } 対象項目に「乳児等通園支援保育料」を追加

【参考】「乳児等通園支援保育料」の額の規定

(大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する  
条例施行規則 (平成27年大磯町規則第2号))

⇒ 300円／時間 (生活保護世帯などへの免除・減免規定あり)

### イ 施行日

令和8年4月1日

## 4 スケジュール

時 期	内 容
令和8年1月27日	福祉文教常任委員会協議会
令和8年2月13日	3月議会定例会初日 議案提出 (条例制定・改正) Ⓐ大磯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例 Ⓑ大磯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 Ⓒ大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担 等に関する条例の一部を改正する条例
令和8年2月 19日又は20日	福祉文教常任委員会 (予定)
令和8年3月18日	3月議会定例会最終日 (委員長報告等)
令和8年3月中	乳児等通園支援事業の確認手続き・公示
令和8年4月1日	乳児等通園支援事業 開始

【参考資料】 関係条例の規定内容

Ⓐ大磯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

構成	見出し	主な内容
第1章 総則		
第1条	趣旨	条例制定の趣旨
第2条	定義	使用する用語の定義
第3条	最低基準の目的	心身ともに健やかな育成の保障
第4条	最低基準の向上	設備・運営の向上の勧告
第5条	最低基準と乳児等通園支援事業者	設備及び運営の向上
第6条	一般原則	人格尊重、事業内容の評価・改善
第7条	乳児等通園支援事業者と非常災害対策	非常災害に必要な設備の設置
第8条	安全計画の策定等	設備の点検、安全研修・訓練
第9条	自動車を運行する場合の所在の確認	利用乳幼児の所在の確認
第10条	乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件	健全な心身、豊かな人間性と倫理観、熱意
第11条	乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等	知識・技能の修得、維持・向上
第12条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	他の社会福祉施設等の設備の兼用・職員の兼任
第13条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	差別的取扱いの禁止
第14条	虐待等の禁止	心身に有害な行為の禁止
第15条	衛生管理等	設備の衛生管理、感染症の予防
第16条	食事	食事の提供に必要な設備
第17条	乳児等通園支援事業所内部の規程	規定が必要な重要事項の内容
第18条	乳児等通園支援事業所に備える帳簿	備える帳簿の内容
第19条	秘密保持等	秘密の漏洩の禁止
第20条	苦情への対応	苦情への迅速かつ適切な対応
第2章 乳児等通園支援事業		
第1節 通則		
第21条	乳児等通園支援事業の区分	一般型と余裕活用型の定義
第2節 一般型乳児等通園支援事業		
第22条	設備の基準	必要な設備・面積基準
第23条	職員	保育士の配置
第24条	設備及び職員の基準の特例	第22条・第23条の規定の特例
第25条	乳児等通園支援の内容	保育所保育指針に準じた保育
第26条	保護者との連絡	保護者との密接な連絡の実施
第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業		
第27条	設備及び職員の基準	必要な設備・面積基準、保育士の配置
第28条	準用	第25条・第26条の準用
第3章 雜則		
第29条	電磁的記録	書面に代わる電磁的記録の使用

⑧大磯町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

構成	見出し	主な内容
第1章 総則		
第1条	趣旨	条例制定の趣旨
第2条	定義	使用する用語の定義
第3条	一般原則	適切な保育環境の確保、人格尊重等
第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準		
第1節 利用定員に関する基準		
第4条	利用定員に関する基準	1時間・1月当たりの利用定員
第2節 運営に関する基準		
第5条	面談	子ども・保護者との面談の方法
第6条	正当な理由のない提供拒否の禁止	正当な理由のない提供拒否の禁止
第7条	あっせん及び要請に対する協力	利用のあっせん・要請への協力
第8条	乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認	初回利用時における認定証の確認
第9条	乳児等支援給付認定の申請に係る援助	事業者による認定申請の援助
第10条	心身の状況等の把握	子ども・保護者的心身の状況の把握
第11条	特定教育・保育施設等との連携	保育の円滑な接続のための情報提供
第12条	特定乳児等通園支援の提供の記録	記録が必要な内容
第13条	支払	事業者による利用料等の徴収
第14条	乳児等支援給付費の額に係る通知等	乳児等支援給付費の額の通知等
第15条	特定乳児等通園支援の取扱方針	保育所保育指針に準じた保育
第16条	特定乳児等通園支援に関する評価等	支援の質の評価・改善
第17条	相談及び援助	相談への対応・助言
第18条	緊急時等の対応	子どもの体調の急変等への対応
第19条	利用申込者に関する町への通知	利用申込者による不正な乳児等支援給付費の受領等に係る報告
第20条	運営規程	運営規定の規定内容
第21条	勤務体制の確保等	勤務体制の規定、研修の実施
第22条	利用定員の遵守	第4条で定める利用定員の遵守
第23条	掲示等	運営規程・職員の勤務体制等の掲示
第24条	乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則	差別的取扱いの禁止
第25条	虐待等の禁止	心身に有害な行為の禁止
第26条	秘密保持等	秘密の漏洩の禁止
第27条	情報の提供等	保護者に対する支援内容の情報提供
第28条	利益供与等の禁止	事業者紹介に対する金品供与の禁止
第29条	苦情解決	苦情への迅速かつ適切な対応
第30条	地域との連携等	地域住民等との連携・協力
第31条	事故発生の防止及び発生時の対応	事故発生・防止のための指針整備
第32条	会計の区分	乳児等通園支援事業の会計の区分
第33条	記録の整備等	整備が必要な記録の内容
第3章 雜則		
第34条	電磁的記録等	書面に代わる電磁的記録の使用

◎大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

構成	見出し	主な内容
第1条	趣旨	条例制定の趣旨
第2条	定義	使用する用語の定義
第3条	利用者負担額	利用者負担額の具体は規則で規定
第4条	月途中の入退園・所に係る利用者負担額	利用者負担額の日割り計算の方法
第5条	利用者負担額の徴収	町立・私立保育園の保育料の徴収
第6条	預かり保育料の徴収	町立幼稚園の預かり保育料の徴収
第7条	延長保育料の徴収	町立保育園の延長保育料の徴収
第7条の2 【新規】	乳児等通園支援保育料の徴収	町立乳児等通園支援事業の保育料の徴収
第8条 【対象項目の追加】	督促及び滞金	大磯町税外収入に対する督促及び滞金条例(昭和54年大磯町条例第13号)の適用
第9条	利用者負担額等の徴収猶予	利用者負担額等の徴収猶予の規定
第10条	利用者負担額等の減免	利用者負担額等の減額・免除の規定
第11条 【対象項目の追加】	利用者負担額等の納期	利用者負担額等の納期の規定
第12条	利用者負担額等の還付	利用者負担額等の還付の規定
第13条	委任	施行に必要な事項の規則への委任